

厚生労働省  
群馬労働局発表  
令和6年5月31日

【照会先】  
群馬労働局労働基準部健康安全課  
課長 穂積 常之  
主任地方産業安全専門官 木村 正義  
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

## 令和6年度「全国安全週間」を実施します

－ 危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全 －

群馬労働局（局長 うえのやすひろ 上野康博）は、「全国安全週間」に以下の取組を行います。

### 【令和6年度（第97回）全国安全週間の概要】

- |                       |  |                    |
|-----------------------|--|--------------------|
| 1 実施期間                | 本週間  | 令和6年7月1日（月）～7日（日）  |
|                       | 準備期間   | 令和6年6月1日（土）～30日（日） |
| 2 スローガン               | 危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全  |                    |
| 3 労働局、各労働基準監督署の主な取組事項 |  |                    |
| (1) 群馬産業安全衛生大会        |  |                    |
| 日時                    | 令和6年7月2日（火） 午後1時30分から（予定）  |                    |
| 場所                    | 群馬県JAビル 大ホール（前橋市亀里町1310番地）   |                    |
| 内容                    | 安全衛生優良事業場等の表彰<br>群馬労働局行政情報<br>特別講演「転倒災害防止について」<br>講師：柴田 圭氏（独立行政法人労働者健康安全機構<br>労働安全衛生総合研究所） |                    |
| 主催                    | 群馬労働災害防止団体等連絡協議会   |                    |
| 主唱                    | 群馬労働局  |                    |
| (2) 群馬労働局長による安全パトロール  |  |                    |
| 日時                    | 令和6年7月1日（月）（予定）  |                    |
| (3) 全国安全週間趣旨説明会       |  |                    |
|                       | 県内各労働基準監督署が準備期間の6月に趣旨説明会を各地で開催<br>（資料3）  |                    |

※取材に関する問合せ先

- ・ 3（1） 一般社団法人群馬労働基準協会連合会（電話：027-212-9275）
- ・ 3（2） 群馬労働局健康安全課（電話：027-896-4736）
- ・ 3（3） 各労働基準監督署

- 資料1 「令和6年度 全国安全週間実施要綱」
- 資料2 「群馬労働局長メッセージ」
- 資料3 「令和6年度 全国安全週間説明会 日程表」
- 資料4 「令和6年 労働者死傷病報告受理件数表」
- 資料5 「令和6年 死亡災害事例」

## 令和 6 年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去 20 年で最多となった令和 4 年を上回る見込みで、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 6 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

## 2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
    - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
    - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
    - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
    - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒ

ヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

## 令和 6 年度 全国安全週間を迎えるにあたって

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和 3 年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年度で 97 回目を迎えます。

令和 6 年度全国安全週間は、

### 「 危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽

### みんなで築く職場の安全 」

のローガンの下、7 月 1 日から 7 日までの間、全国で展開されます。

労働災害防止の取組においては、経営トップ（事業者）及び産業安全に携わる関係者皆様のご支援と、ご協力の下、各種安全管理活動を通じて安全水準は着実に向上してきておりますが、今なお多くの労働災害が発生しております。

群馬県内の労働災害による休業 4 日以上死傷者数は、長期的には減少傾向にありますが、近年では増加傾向を示しており、令和 5 年は前年と比較して、死傷者数は 74 名増の 2,596 名、うち死亡者は 11 名増の 17 名と前年を上回っています。

このため、群馬労働局では労働者一人ひとりが手順を守って安全な作業行動をとるための『安全行動再確認運動』を全県下で実施しているところです。

また、令和 5 年度から 9 年度までを計画期間とした「第 14 次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」を策定し、労働災害の減少への転換の実現に向け、行動災害（作業行動を起因とする労働災害）の防止や、高年齢労働者の増加等に伴う就業構造の変化に対応した継続的かつ効果的な取組に向け、各事業場の安全衛生活動を支援してまいります。

各事業場におかれましては、本週間を契機に、労働災害防止の重要性を再確認し、経営トップの労働災害撲滅の強い意志と、労使一体となった計画的な取組の推進と実践により、真の「安全第一」を目指す機運を醸成いただきますようお願いいたします。

群馬労働局長 **上野 康博**

## 令和 6 年度 全国安全週間趣旨説明会 日程表

開催地区	署 別	月 日	時 間	場 所
高崎地区	高 崎	6 月 18 日	13 : 30	高崎市産業創造館 (高崎市下之城町 584-70)
下仁田地区	高 崎	6 月 14 日	15 : 30	下仁田公民館 (甘楽郡下仁田町下仁田 111-2)
安中地区	高 崎	6 月 7 日	16 : 15	並木苑 (安中市原市 587-1)
松井田地区	高 崎	6 月 19 日	16 : 30	安中市役所松井田支所基幹集落センター (安中市松井田町新堀 245)
富岡地区	高 崎	6 月 21 日	16 : 15	JA 甘楽富岡 ヴァンヴェール (富岡市富岡 2638-1)
前橋地区	前 橋	6 月 4 日	13 : 30	前橋商工会議所 2 階ローズ (前橋市日吉町 1-8-1)
伊勢崎地区	前 橋	6 月 7 日	13 : 30	伊勢崎市商工会議所 1 階大ホール (伊勢崎市昭和町 3919)
渋川地区	前 橋	6 月 12 日	13 : 30	㈱高進 4 階 会議室 (渋川市半田 3178-1)
桐生地区	桐 生	6 月 12 日	14 : 00	桐生織物会館 2 階 織姫の間 (桐生市永楽町 5-1)
太田地区	太 田	6 月 7 日	14 : 30	太田市社会教育総合センター (太田市熊野町 23-19)
大泉地区	太 田	6 月 18 日	13 : 30	洋泉興業大泉町文化むら (邑楽郡大泉町朝日 5-24-1)
館林地区	太 田	6 月 13 日	14 : 00	日清製粉ウェルナ三の丸芸術ホール (館林市城町 1-2)
利根沼田地区	沼 田	6 月 14 日	14 : 00	利根沼田文化会館 (沼田市上原町 1801-2)
藤岡地区	藤 岡	6 月 11 日	14 : 00	藤岡商工会議所 3 階大ホール (群馬県藤岡市藤岡 853-1)
吾妻地区	中之条	6 月 5 日	14 : 00	バイオテック文化ホール (吾妻郡中之条町西中之条 135)

## 令和6年 労働者死傷病報告受理件数表

令和6年4月末現在  
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		41	55	11	1 58	9	3	3	1 180	180	1 0
	食料品製造業	18	18	4	11	1	1	1	0 54	53	0 1
建設業		14	19	1 3	7	4	1 1	7	2 55	4 61	-2 -6
	木造家屋等 建築工事業	2	4					1	0 7	4	0 3
運輸交通業		22	1 43	2	27	3	4	3	1 104	1 75	0 29
	道路貨物運送業	21	1 41	1	27	1	4	2	1 97	1 70	0 27
林業				1				1	0 2	1 6	-1 -4
小売業	6	28	4	9	1 8	1	2	1 58	74	1 -16	
社会福祉施設	14	23	5	5	2	3	1	0 53	54	0 -1	
接客娯楽業		3	15	3	11	9	3	11	0 55	26	0 29
	飲食店	3	5	2	10		1	1	0 22	13	0 9
上記以外の事業		1							1 117	1 119	0 -2
	清掃・と畜業	20	54	6	26	5	2	4	1 19	1 21	1 -2
計		1	1	1	1	1	1	0	6	7	-1
		120	237	35	143	40	17	32	624	595	29
前年同期	2	111	3	54	143	27	24	16	7 595		
増減	-1	9	1	-2	0	1	0	0	-1 29		

## 災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減	
事故の 型別	墜落・転落	1	1	1		1		4	2	2	
	転倒	17	44	3	25	2	4	4	99	74	25
	はさまれ・ 巻き込まれ	29	65	15	26	17	6	15	0 173	1 138	-1 35
	切れ・こすれ	17	20	4	21	2	2	2	0 68	1 76	-1 -8
	動作の反動・ 無理な動作	7	11	3	8	3			0 32	54	0 -22
起因物別	建設機械等	19	37	2	23	6	4	2	0 93	106	-13
	食品加工用機械	1	1						0 2	2 7	-2 -5
	トラック	1	8	1	3				0 13	11	0 2
外国人の災害	16	18	1	18		1		0 54	34	0 20	
建設公共工事の災害	10	21	2	12	1		2	0 48	1 42	-1 6	
	2	1	1	1	1		3	0 9	3 14	-3 -5	

注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。

注2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

注3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

注4 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

## 令和6年 死亡災害事例

令和6年4月末現在  
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 事業場規模	年齢 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 15時頃 10～29人	50歳代 管理者	三脚脚立を使用して敷地内の立木の剪定作業をしていたところ、脚立より墜落した。	火葬業	墜落、転落	はしご等
2	2月 14時頃 1～9人	50歳代 作業員	民地の整地等を行うため、生活道路の橋（橋長8m×幅員3.4m）をドラグショベルを運転して渡っていたところ、床版が崩落し、ドラグショベルとともに3.9m下の沢に墜落した。	土地整理土木 工事業	墜落、転落	建築物、 構築物
3	2月 17時頃 300人～	60歳代 作業員	天井クレーンを使用して金型を置き場へ移動する作業中、玉掛用具のベルトスリングを外したものの、スリングの1本が金型に掛かった状態だったため、1点吊りとなり金型がずれて胸部をはさまれた。	自動車・同付 属品製造業	激突され	クレーン
4	3月 6時頃 30～49人	60歳代 配達員	会社所有のバイクを運転して新聞配達中、直線道路で転倒して、頭部を強打した。	新聞販売業	交通事故	乗用車、バ ス、バイク
5	4月 14時頃 30～49人	50歳代 運転手	配送先の養鶏場において、飼料タンクに飼料を補充する作業を行っていたところ、飼料タンクの上から約8m下の地面に墜落した。	道路貨物運送 業	墜落、転落	建築物、 構築物
6	4月 14時頃 1～9人	50歳代 作業員	くさび緊結式足場の5層目で建屋の外壁塗装を行っていたところ、足場4層目に落下し、更に足場側面に張ってあったメッシュシートを突き抜けて7.6m下の地面に落下した。	鉄骨・鉄筋コ ンクリート造 家屋建築工事 業	墜落、転落	足場
7						
8						
9						
10						

注)記述内容は上記期日時点の情報を取りまとめたものであり、今後、変更になる可能性があります。